

山梨県公報

第一千七百七十四号

平成二十三年

十月十七日

月 曜 日

目次

道路の区域変更	七三七
道路の供用開始	七三七
公告	七三七
公共測量の実施	七三八
公共測量の終了	七三八
教育委員会	七三八
山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則	七三八
山梨県立図書館設置及び管理条例附則第二項の規定による山梨県立図書館の指定管理者の指定の手續に関する規則	七三八
公安委員会	七四一
落札者等の決定について	七四一

告示

山梨県告示第四百三十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十一月七日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 四一一号
- 道路の区域

区	問	旧新の別	敷地の幅員	延長
		(メートル)	(メートル)	(メートル)

甲州市勝沼町等々力字小泉八六三番の一地 先から 山梨市上栗原字宮ノ上官有無番地先まで	
旧	七・二丁 八・九
新	八・四丁 一七・九
旧	一四二・〇
新	一四二・〇

山梨県告示第四百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十三年十一月七日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	野田尻四方津停車場線	上野原市四方津字奥平道上二〇二五番の一地先から 上野原市四方津字奥平道上二〇〇六番の一地先まで		四三・〇	平成二十三年十月十七日

公告

● 公共測量の実施
 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十三年九月三十日付けで上野原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
 平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 作業期間 平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十日まで

三 作業地域 上野原市新田地区

● 公共測量の終了について

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十三年九月二十六日付けで甲府市上下水道事業管理者職務代理者から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（修正数値図化・編集 地図情報レベル五〇〇）
- 二 作業期間 平成二十二年八月五日から平成二十三年九月十三日まで
- 三 作業地域 甲府市の一部、甲斐市の一部及び中巨摩郡昭和町の一部

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十号

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十月十七日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

（山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条のよう改正する。

（委員の任命又は委嘱の特例）

第二条 山梨県地方産業教育審議会の委員は、知事の意見を聴いて任命し、又は委嘱する。

第五条中「山梨県スポーツ振興審議会」を「山梨県スポーツ推進審議会」に改める。
第十一条の見出し中「山梨県スポーツ振興審議会」を「山梨県スポーツ推進審議会」に改め、同条中「第三条」を「第二条」に、「山梨県スポーツ振興審議会」を「山梨県スポーツ推進審議会」に、「の振興」を「の推進」に改める。

第十三条の表中「山梨県スポーツ振興審議会」を「山梨県スポーツ推進審議会」に

改める。

（山梨県教育庁組織規則の一部改正）

第二条 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十二号中「山梨県スポーツ振興審議会」を「山梨県スポーツ推進審議会」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会規則第十一号

山梨県立図書館設置及び管理条例附則第二項の規定による山梨県立図書館の指定管理者の指定の手續に関する規則を次のように定める。

平成二十三年十月十七日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

山梨県立図書館設置及び管理条例附則第二項の規定による山梨県立図書館の指定管理者の指定の手續に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十六号。以下この条及び次条において「条例」という。）附則第二項の規定により条例の施行の日前においてもすることができるとされる山梨県立図書館の指定管理者の指定の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第二条 条例附則第二項の規定によりその例によることとされる条例第八条第一項の規定による山梨県立図書館の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例附則第二項の規定によりその例によることとされる条例第八条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

連絡先

担当者氏名

電話番号

FAX

e-mail

指定管理者指定申請書

山梨県立図書館の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立図書館設置及び管理条例第8条第1項の規定により、必要書類を添付のうえ申請します。

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年十月十七日

山梨県警察本部長 唐 木 芳 博

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

無線自動車動態表示システム（カーロケータシステム）用機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部生活安全部通信指令課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十三年九月二十日

四 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社西東京支店 東京都立川市曙町二丁目二十番五号

五 落札金額

三千四百二十二万千六百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十三年八月十一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番